

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住工共生のまちづくり条例（平成25年東大阪市条例第5号。以下「条例」という。）の理念に基づき、住工共生のまちづくりのため、住宅とモノづくり企業との相隣環境上の問題解決を図り、もって住工共生のまちの実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(補助金対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、周辺住民の生活環境の保全を図るため、モノづくり企業から発生する騒音又は振動対策として建築物等の新設、改築、増築、機械設備の改造、交換などの改善を行う事業（生産にかかるとる機械設備の新規購入は除く。）その他市長が対策として適切と認める事業とし、補助金対象事業について対策を行うモノづくり企業（法人又は個人。以下「補助金対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(補助金対象事業となる対策)

第4条 前条の対策について、騒音に対する対策の場合は、次の各号に該当することが予測されるものであること。

- (1) 東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則（昭和48年9月1日東大阪市規則第47号。以下「生活環境条例規則」という。）別表第5（5）に規定されている第1種区域及び第2種区域については、それぞれの区域の基準を遵守できること。
- (2) 生活環境条例規則別表第5（5）に規定されている第3種区域及び第4種区域のうち、既設の学校、保育所の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域については、第2種区域の基準を遵守できること。
- (3) 生活環境条例規則別表第5（5）に規定されている第4種区域のうち、その他の区域については、第3種区域の基準を遵守できること。

2 前条の対策について、振動に対する対策の場合は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 生活環境条例規則別表（6）に規定されている第1種区域については、その区域の基準を遵守できること。

(2) 生活環境条例規則別表第5(6)に規定されている第2種区域〔Ⅰ〕及び第2種区域〔Ⅱ〕については、第1種区域の基準を遵守できること。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象として市長が認める経費(以下「補助金対象経費」という。)に2分の1を乗じて得た額以内で、上限1,000,000円とし、補助金交付申請の属する年度ごとに、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の下限額は、100,000円とする。

2 補助金対象事業者が、国・府その他の公共的団体から当該補助金対象事業に係る工事等について補助金の交付を受けた場合あるいは寄付等他に収入(以下「他の補助金等」という。)がある場合、又はその予定がある場合は、補助金対象経費から他の補助金等の金額を差し引いて補助対象経費を算定するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助対象外事業)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金対象事業としないものとする。

- (1) 当該実施事業所所在地に隣接する住宅その他周辺の地域において市長が必要と認める住宅がない場合
- (2) 補助金対象事業に対する補助金の額が前条の下限額に達しない場合
- (3) 補助金対象事業が法令等に抵触するおそれのある場合
- (4) その他市長が補助金対象事業として適当でないと認める場合

2 前項の規定に関わらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)である場合は、補助金対象事業としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象回数)

第7条 補助金対象事業は、事業所ごとに各年度1回とする。

(補助金交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業概要書
 - (2) 補助金対象事業に係る見積書等
 - (3) 苦情発生状況報告書（該当する場合のみ）
 - (4) 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- （補助金交付決定の通知）

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、あるいは適当でないと認めたときは、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により、通知するものとする。

2 市長は、補助金交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金対象事業の完了）

第10条 補助金対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後、当該補助金対象事業を速やかに完了するよう努めなければならない。

2 補助金対象事業の完了は第4条各号に適合することの確認又は当該補助金対象事業にかかる苦情（近隣住宅の居住者又は所有者等（当該モノづくり企業の親族、従業員及びその他関係者を除く。）から訴えられ、東大阪市環境部公害対策課が受理したものに限る。以下同じ。）の解決をもって完了とする。

（補助金対象事業の完了報告）

第11条 補助金対象事業者は、補助金対象事業の完了後、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書（様式第3）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業実施報告書
 - (2) 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書
 - (3) 苦情対応経過報告書（該当する場合のみ）
 - (4) 市税にかかる滞納の有無等照会同意書
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- （交付金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金額を確定し、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金額確定通知

書（様式第4。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 確定通知書を受けた補助金対象事業者で、補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（帳簿の保管、調査及び指示）

第14条 補助金の交付を受けた補助金対象事業者は、関係帳簿について、5年間保管しなければならない。

2 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助金対象事業者に対して、補助金対象事業に関し報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。

3 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、補助金対象事業者に対して、当該補助金対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

（申請内容の変更等）

第15条 補助金対象事業者は、補助金対象事業について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更・中止・廃止届出書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(1) 申請書又は添付書類に記載した事項に変更が生じたとき。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助金対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助金対象事業が予定期間内に完了せず、又は補助金対象事業の遂行が困難となったとき。

2 補助金対象事業者は、補助金対象事業について、補助要件又は事業費等に変更が生じた場合、又は生じることが判明した場合、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認申請書（様式第7。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 変更承認申請書には、変更に係る事項が明確に判明できる書類を添付しなければならない。

4 市長は、変更承認申請書の提出があつたときは、内容等を審査し、変更を承認することが適当と認めるとき、あるいは変更を承認することが不適当と認めるときは、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認・不承認通知書（様式第8）により通知するものとする。

5 補助金対象事業者が、申請を取り下げようとするときは、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請取り下げ届出書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第16条 補助金対象事業者に係る相続、合併等により、補助金対象事業に係る事業を承継しようとする者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付決定事業承継届出書（様式第10。以下「承継届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 承継届出書には、承継に係る事項が明確に判明できる書類を添付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助金対象事業者又は補助金対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 完了報告時において、市税を滞納しているとき。
- (4) 補助金対象事業が完了しているにも関わらず、事業完了報告がなされなかったとき。
- (5) 補助金対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助金対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- (6) 暴力団等であることが判明したとき。
- (7) その他この要綱に定める条件に違反したとき。

2 市長は前項に基づき補助金対象事業の交付決定を取り消した場合には、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第11）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、補助金対象事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の管理）

第18条 補助金対象事業者は、補助金対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助金対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助金対象事業者は、取得財産の取得後5年間は、取得財産を市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 補助金対象事業者は、取得財産の取得後5年間、毎年度、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金取得財産等状況報告書(様式第12)を市長に提出しなければならない。

(警察署長からの意見聴取)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助金対象事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第21条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)の規定によるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

1 平成31年3月31日までの間に完了した補助対象事業については、第5条第1項の適用について、同条同項中「2分の1」とあるものを「3分の2」に、「上限1,000,000円」とあるものを「上限3,000,000円」と読み替えるものとする。

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

1 平成31年4月1日以降に完了した補助対象事業については、第5条第1項の適用について、「上限1,000,000円」とあるものを「上限3,000,000円」と読み替えるものとする。

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 8 条関係)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住 所

名 称

(ふりがな) ()

代表者氏名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第 8 条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金対象事業名
2. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
3. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
4. 補助金対象事業概要 :
5. 補助金対象事業に係る見積書等 :
6. 苦情発生状況 : 有 (別添のとおり) ・ 無
7. 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書 :

様式第2（第9条関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

印

年 月 日付けで申請のあった東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請について、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき補助金対象事業として補助金を交付することを（交付しないことを）決定しましたので、同項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 交付金額 : 円
7. 条件

当該補助金対象事業は、交付決定通知受理後、速やかに完了するよう努めると共に、完了次第完了報告書を提出すること。なお、補助金対象事業の完了は、同要綱第10条第2項の規定によること。

(7. 交付しないことを決定した理由

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第6条第○号に該当する為)

様式第3（第11条関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

報告者 住 所

氏 名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知を受けた補助金対象事業について完了しましたので、同要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 補助金対象事業実施報告書
7. 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書 :
8. 苦情対応経過報告書 : 有（別添のとおり） ・ 無
9. 市税にかかる滞納の有無等照会同意書

様式第4（第12条関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をしました、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金について、次のとおり交付する金額が確定しましたので通知します。

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 確定金額 : ￥0,000,000.-

様式第5（第13条関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所

氏 名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知を受けた東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金を東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

請求金額 : ￥0,000,000.-

上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込みするよう依頼します。

記

金融機関	名称	支店名
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ 口座名義		

様式第6（第15条第1項関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業 変更
中止 届出書
廃止

年 月 日

（宛先）東大阪市長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

年 月 日付け東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第8条の規定による申請を行った補助金対象事業を変更・中止・廃止しましたので、同要綱第15条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
7. 補助金対象事業の変更内容（変更の場合のみ）
＜変更前＞
＜変更後＞
8. 変更、中止又は廃止の理由

様式第7（第15条第2項関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

補助金対象事業者 住 所

氏 名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

年 月 日付けで申請した東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業について、次のとおり変更したいので東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第15条第2項の規定により申請します。

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 変更事項
 - ・変更項目
 - (変更前)
 - (変更後)
7. 変更の理由

※添付書類：変更内容が確認できる書類等

様式第8（第15条第4項関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のありました東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認申請について、次のとおり承認しました（不承認としました）ので通知します。

1. 決定番号 : 第 号
 2. 決定年月日 : 年 月 日
 3. 補助金対象事業名 :
 4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
 5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
 6. 変更承認後の交付決定金額 : 円
 7. 条件
- (7. 不承認となった理由)

様式第9（第15条第5項関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請取り下げ届出書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

年 月 日付で申請した東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請を取り下げますので届け出ます。

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 取り下げの理由

様式第10（第16条第1項関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付決定事業承継届出書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

承継者 住 所
名 称

（ふりがな）（ ）

代表者氏名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

補助金交付決定事業者の地位を承継しましたので、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第16条第1項の規定により届け出ます。

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 承継者
7. 被承継者
8. 承継年月日 年 月 日
9. 承継理由 : 相続 合併 分割 譲渡

・承継者、被承継者が法人の場合は主たる事務所の所在地、法人名称、代表者肩書氏名を記載のこと。

・承継したことが確認できる書類、或いは承継する地位にあることが確認できる書類を添付すること。

様式第 1 1 (第 1 7 条第 2 項関係)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき 年
月 日付け 第 号により交付決定通知しました、補助金対象事業の補助金交付決定は、
次の理由により取り消しましたので同要綱第 1 7 条第 2 項に基づき通知します。

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 取消し理由 :

教示

様式第12（第19条第2項関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金取得財産等状況報告書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

報告者 住 所

氏 名

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名 〕

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第19条第2項の規定に基づき、取得した財産等の状況について、報告します。

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 取得財産の状況 : 変更なし ・ 変更あり（内容 : ）
7. （変更ありの場合）変更した理由 :